

議案第 5 5 号

八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年 9 月 1 0 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

八幡浜市家庭的保育事業等の認可に係る設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前
(保育所等との連携) 第 6 条 (略) 2・3 (略) <u>4 市長は、家庭的保育事業者等による第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないことができる。</u> <u>5 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第 5 9 条第 1 項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が 2 0 人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第 1 項第 3 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u> <u>(1) 子ども・子育て支援法第 5 9 条の 2 第 1 項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第 6 条の 3 第 1 2 項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u> <u>(2) 法第 6 条の 3 第 1 2 項及び第 3 9 条第 1 項に規定する業務を目的とする施設であって、法第 6 条の 3 第 9 項第 1 号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u>	(保育所等との連携) 第 6 条 (略) 2・3 (略)

